

長野市環境部廃棄物対策課

電子マニフェストの積極的な活用をご検討ください

1 電子マニフェストとは

電子マニフェストは、産業廃棄物の処理を他者に委託する際に交付する産業廃棄物管理票を電子化したものであり、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りするもので、いわゆる紙製のマニフェストに代えることができます。国から情報処理センターとして指定される（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムにより、産業廃棄物処理に関する情報をインターネット上で登録・管理することになります。

2 電子マニフェストのメリット

(1) 事務作業の効率化

- ・パソコンやスマートフォン、タブレットから簡単に登録・報告ができます。
- ・電子データで保存されるため、マニフェストの保存が不要になります。
- ・廃棄物処理状況の確認が容易にできます。
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要になります。

(2) 法令の遵守

- ・マニフェストの誤記・記載漏れを防止できます。
- ・処理終了確認期限が自動的に通知されるため、確認漏れを防止できます。

(3) データの透明性

- ・マニフェストの偽造を防止できます。
- ・マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存します。

3 電子マニフェストの導入方法

（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから加入申込をすることになります。ホームページには電子マニフェストについての詳しい説明や、導入方法、利用方法などがイラストや動画等により紹介されています。また、説明会開催の日程などについても掲載されています。（URL）<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

◎電子マニフェスト普及についてアンケート調査にご協力ください

電子マニフェスト導入の課題を把握するため、アンケート調査を実施しますので、回答にご協力いただきますようお願いいたします。

- ・回答方法：ながの電子申請サービス（長野市）回答所要時間 約10分
- ・アクセス方法：ながの電子申請サービス（長野市）トップ画面>「オンライン申請手続き」をクリック
>キーワードで探すから「電子マニフェスト」と検索>電子マニフェストの普及拡大に向けたアンケート調査
※下のQRコードからアクセスすることもできます。



長野市環境部廃棄物対策課

担当 宮下

TEL：026-224-7320

FAX：026-224-5108

e-mail：haitai@city.nagano.lg.jp